

# 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成19年法律32号）第2条第4号に規定する被占領地域流出文化財の輸入に関する確認について

輸入注意事項 19 第 40 号（H19. 11. 26）

最終改正：令和3年2月18日付け・輸入注意事項2021第9号

上記貨物を輸入しようとする者は、下記により文部科学大臣の確認書の交付を受けてください。

## 記

### 1 提出書類

被占領地域流出文化財の輸入に関する確認申請書（別紙様式）2通、当該貨物の写真

### 2 提出先

文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室

※なお、武力紛争の際の文化財の保護に関する法律第2条第4号に規定する被占領地域流出文化財に該当するか否かに係る照会については別途実施しておりますので、文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室までお問い合わせください。

〔別紙様式〕

被占領地域流出文化財の輸入に関する確認申請書

文部科学大臣 殿

※確認番号

※確認年月日

申請者

氏名又は名称

及び代表者の氏名

住所

電話番号

資格

申請年月日

武力紛争の際の文化財の保護に関する法律(平成19年法律第32号)第2条第4号に規定する被占領地域流出文化財を購入するに当たり、当該被占領地域流出文化財が、同法第4条第1項の要請に基づき、本邦において一時的に保管すべきものであることを確認されたく申請します。

I 輸入の内容

関税率表の番号等	名称	種類又は規格	数量	単価	原産地国	金額
					船積地域及び船積港	
備考						

II その他

所蔵博物館等
所有者
その他の特徴

上記のとおり確認する。

上記の事実を確認するに至らなかった。

文部科学大臣の記名押印

(裏面)

※通関

関税申告番号及び申告月日	送状数量	送状金額	許可又は承認月日及び税関押印